

● 秦野市議会基本条例素案に対するパブリックコメント

条	意見の要旨	議会の意見等
第3条	(議会の活動原則)	
No.1	「市民に開かれた議会を目指す」とあるが、以前傍聴した際、「委員会を見せてやる」的な態度を感じたが、開かれた議会は建前ではないのか。	議会基本条例では会議や委員会は原則公開としています。市民の一身上の事件や、市の秘密事項にかかわる事項を審議する際には、秘密会を開くことがあります。今後も、市民のみなさんに広く傍聴していただくよう議会だよりやホームページ等を通じて周知いたします。
第4条	(議員の活動原則)	
No.1	議員の具体的な活動について、何をやっているのかわからないので改善してほしい。	これまで本会議のインターネット中継や議会だより、ホームページを通じて議会活動について情報発信に取り組んできました。この議会基本条例をもとに、さらに活動内容を広く知っていただくような方法を検討します。
第5条	(議員報酬)	
No.1	特急・グリーン車の乗車基準はあるのか。取り決めはあるのか。	議員の出張に係る費用弁償については、「秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に定められており、支給については旅費担当課（会計課）がチェックしています。当該鉄道に特急やグリーン車が走っている場合で、一定の距離以上の場合には特急に乗車でき、また、グリーン車が走っていればグリーン車にも乗車できますが、これは市長と同様です。
No.2	食卓料の支給根拠は何か。	食卓料は、議員の出張に係る費用弁償については「秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条	意見の要旨	議会の意見等
		<p>条例」に規定されており、公用の船舶や航空機で旅行する場合において食事料を出さねばならない場合には食卓料が支給されます。しかし、近年において食卓料の支出実績はありません。</p>
No.3	<p>農業委員会や監査委員会や秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員選出基準はどのようなか。また、その報酬の引き下げを議会から申し入れる予定はないのか。</p>	<p>農業委員会委員は『農業委員会等に関する法律第12条』により、選挙による委員のほか、議会から学識経験を有する者を推薦することが規定され、また、監査委員は、『地方自治法第196条第1項』により、地方公共団体の長が議会の同意を得て、議員のうちから委員を選任することが規定されています。秦野市伊勢原市環境衛生組合議会議員は、『同組合議会規約第5条第1項』に基づき関係市から選出することが規定されています。</p> <p>本市議会では、議員の代表で構成される選考委員会により選出議員を決めています。</p> <p>農業委員会の委員及び監査委員の報酬については、「秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に、秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員報酬については、「秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員等の議員報酬等に関する条例」に定められています。</p> <p>秦野市伊勢原市環境衛生組合議会の議員報酬については、平成23年4月から月額報酬だったものを日額報酬にし、さらに期末手当を廃止するよう改正されました。</p>

条	意見の要旨	議会の意見等
		<p>農業委員会委員は毎月開催される総会や全員協議会、また、農地等の管理状況を把握するため現地調査などを行っておりますが、選挙で選ばれた20名の委員もいるため、議会として現時点では報酬の引き下げを申し入れる予定はありません。</p> <p>監査委員は、定期監査や行政監査、例月現金出納検査、決算審査などを行っておりますが、議会の同意を得て市長が選任した3名の委員もいるため、議会として現時点では報酬の引き下げを申し入れる予定はありません。</p>
第11条	(市長等との関係)	
No.1	市長等の関係において「有益な緊張感」とは何か。	議会は二元代表制のもと、市長との立場や権能の違いを踏まえながら、行政事務の執行について監視・評価するという、「憲法第93条第1項」に定められた議事機関としての議会の役割を果たしていくことを示すものです。
No.2	議員として、「有益な緊張感を保つ」ことにどれだけの実行力があるのか、見解を求めたい。	市民の代表であることを自覚し、自己研鑽を通じて自らの資質の向上に努めることで、市長に対し、行政の執行を監視し、また積極的な政策提案を果たしていきます。
第19条	(政治倫理)	
No.1	違反をチェックする体制はあるか。	政治倫理を強く意識した条文となっておりますが、もしこれに違反する事例が生じた場合、あるいは市民からの通報に対しては、別に定める調査委員会を設置し、事実の確認・調査をします。

条	意見の要旨	議会の意見等
No.2	職員や関係者からの内部告発制度を設けてはどうか。	内部告発については、「公益通報者保護法」に基づき「秦野市公益通報の処理手続等に関する規程」が定められており、市議会議員も通報の対象となっています。
No.3	処分の効力について、自らを厳しく律するものとなっていないが、議員はそれをどのように思っているのか。	別に定める調査委員会の調査結果を受け、議長が必要な措置を講じます。
その他		
No.1	(議会慣習と改革) 副議長が議長に代わって議事進行するのは議員相互の思いやりとのことだがこの慣習は必要なのか。	副議長は、議長に事故あるとき又は欠けたときに議長の職務を行います。現在、定例会（一般質問）の半日は申し合わせによって、副議長が議長職を務めることになっておりますが、議会運営に支障は来たしておりません。
No.2	(掲示物について) 政党ポスターや顔写真の宣伝的ポスター類について議会の掲示基準を設ける意向はあるのか	選挙に関するポスター類等については法律に基づき対応すべきと考えます。したがって、本市議会が独自の基準を設けることは考えておりません。
No.3	(震災の際の行動について) 東日本大震災の際、議員はどのような行動をしたのか。	秦野市議会として全国市議会議長会を通じて被災地に義援金を送付させていただきました。なお、被災地でのボランティアや物資を届けることについては、個々の議員で活動しております。